

# 診療報酬についてのお知らせ

(管理番号:13-0051)  
(2013年6月)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0614第3号」により下記の医学管理料の算定対象疾患が追加されましたのでご案内いたします。

敬白

記

## ■ 算定の対象疾患が追加された医学管理料

医学管理名	特定薬剤治療管理料（タクロリムス水和物）
保険点数	470点（B001「特定疾患治療管理料」の2）

B001 特定疾患治療管理料の2「特定薬剤治療管理料」の(1)の「シ」を下記のように改める。

新	シ. 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎又は間質性肺炎(多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するものに限る。)の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの。
旧	シ. 全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの。

下線部が追加変更されました。

■ 適用日 2013(H25)年6月14日から適用



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111  
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600  
徳島 TEL(088)665-3125